

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改正案	現行
<p>（信託業務を営む協同組織金融機関に係る法第二百二十四条第三項等の適用）</p> <p>第七十二条 法第二百二十四条第一項に規定する前受託信託会社等が信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）<u>第二条第三号から第十五号まで</u>に掲げる金融機関に限る。次項において「兼営金融機関」という。）である場合における法第二百二十四条第三項の規定の適用については、同項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（信託業務を営む協同組織金融機関に係る法第二百二十四条第三項等の適用）</p> <p>第七十二条 法第二百二十四条第一項に規定する前受託信託会社等が信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）<u>第二条第一号から第十三号まで</u>に掲げる金融機関に限る。次項において「兼営金融機関」という。）である場合における法第二百二十四条第三項の規定の適用については、同項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p> <p>2（略）</p>